

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年8月7日(月)15時00分～16時10分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和5年第8回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 北見委員、4番 山川委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から3ページ、整理番号1から9について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 八幡 新場 474 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 535 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住いの 76 歳の方、譲受人は市内藤原にお住いの 63 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、新規に農業経営を始め野菜を栽培したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 藤原 長尾 659 番外 14 筆、登記地目、現況地目、共に田が 3625 m²、共に畑が 1780 m²、合計 5405 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 68 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 38 歳の方、親子です。

事由としては、譲渡人は都内に転居するため耕作できないので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け観葉植物を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 大神宮 川坂 620 番 1・620 番 2 合併、登記地目、田、現況地目、畑で 429 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都渋谷区にお住いの 61 歳の方、譲受人は船橋市にお住いの 45 歳と 46 歳のご夫婦の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に居住しており耕作できないので譲渡します。

譲受人は近くに土地、家屋を購入したので、この農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営を行いたいとのことです。

整理番号 4 所在地は 相浜 井戸下 76 番 4、登記地目、現況地目、共に畑で 1527 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、鎌ヶ谷市にお住いの 89 歳の方、譲受人は市内相浜にお住いの 61 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢かつ遠方に居住しており耕作できないので譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、新規に農業経営を行いたいとのことです。

資料の 3 ページ、整理番号 5 所在地は 神余 小河田 778 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1021 m²の交換による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内神余にお住いの 75 歳の方、譲受人は松戸市にお住いですが、市内にも住居のある 40 歳の方です。

事由としては、譲渡人、譲渡人ともに、互いに近くに耕作地があるので、利便性がよいため交換して耕作したいとのことです。

整理番号 6 所在地は 神余 鴨田 20 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1487 m²の交換による所有権移転の案件です。

譲渡人は、松戸市にお住いの 40 歳の方、譲受人は市内神余にお住いの 75 歳の方です。

事由としては、譲受人、譲渡人ともに、互いに近くに耕作地があるので、利便性がよいため交換して耕作したいとのことです。

整理番号 7 所在地は 稲 土器免 542 番、登記地目、現況地目、共に田で 1339 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内安東にお住いの 55 歳の方、譲受人は市内二子にお

住いの78歳の方です。

事由としては、譲渡人は後継者がなく耕作できないので譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号8 所在地は 竹原 外之町 2917 番、登記地目、現況地目、共に畑で 1192 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県ふじみ野市にお住いの75歳の方、譲受人は市内竹原にお住いの69歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号9 所在地は 竹原 外之町 2918 番、登記地目、現況地目、共に畑で 748 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、佐倉市にお住いのともに67歳の方共有、譲受人は市内竹原にお住いの69歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4から5ページ、整理番号1から7について審議します。事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の4ページ、整理番号1、所在地は 正木 干潟 1222 番 15、登記地目、現況地目、共に畑で 340 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の71歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請者は建築関係の仕事をしているが、館山市内での仕事が増え利便性の向上、及び老後を便利の良い館山市で暮らしたいとのことでした。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年10月10日に工事着手し、令和6年5月25日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2、所在地は 上野原 尾安 201 番 6 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 641 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応する用地や都会からの移住者用住宅として提供したいとのことでした。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年9月15日に工事着手し、令和6年5月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は 下真倉 松ノ木 136 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で 236 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉の法人です。

転用の事由及び施設は、近くで(下真倉 159-1) 不動産業を営んでいるが、敷地内の駐車場を従業員用として使用しており、来客者用の

駐車場が不足しているので、申請地を従業員用の駐車場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年9月25日に工事着手し、令和5年10月25日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4、所在地は 洲崎 百目 1670 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 290 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内洲崎の法人です。

転用の事由及び施設は、観光業を主とした事業を行っているが、現在、代表取締役の自宅を本社としている。今回、申請地の隣地の家屋を本社とすることとなり、駐車場も不足していたので、申請地を駐車場として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年9月15日に工事着手し、令和5年10月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5と6は一体での利用ですので、一括して説明いたします。所在地は 佐野 藤原方 709 番 7 外 1 筆、登記地目、田、現況地目、共に畑で合計 145.59 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は船橋市の法人です。

転用の事由及び施設は、船橋市で情報処理業を営んでいるが、風光明媚な申請地に、社員向け、経営陣向けの研修施設を開設し、スキルアップの向上を図りたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事着手し、令和6年2月15日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7、所在地は 大神宮 宮ノ谷 571 番外 3 筆、登記地目、現

況地目、共に田が 1288 m²、共に畑が 211 m²、合計 1499 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内大神宮の神社です。

転用の事由及び施設は、近年、金運のパワースポットとして人気があり、参詣者が増えていることから、初詣時を含め参詣者用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、令和5年9月10日に工事着手し、令和5年11月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

整理番号1については、住宅兼事務所を建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、建売分譲住宅2棟を建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号3については、駐車場7台を建設するための申請になります。
7番委員	7番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号4については、駐車場10台を建設するための申請になります。
9番委員	9番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号5と6については、研修施設を建設するための申請になります。
5番委員	5番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号7については、駐車場26台を建設するための申請になります。
5番委員	5番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1から7について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の6ページから7ページ、整理番号1から18について審議します。事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、佐野 押出 2167 番 外 1 筆 地目は畑・田で、合計面積 918 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方で、借受者は藤原の方です。設定の期間は令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、佐野 下白萩 2107 番 地目は田で、面積 575 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和5年9月1日から令和10年10月31日までの5年2ヶ月で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、広瀬 下沢 1523 番 地目は田で、面積 2,496 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、広瀬 上沢 699 番 外 2 筆 地目は畑・田で、合計面積 2,532 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、広瀬 上沢 1547 番 地目は田で、面積 1,979 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、国分 市ノ坪 404 番 地目は畑で、面積 608 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は東京都世田谷区にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、広瀬 杉ノ間 1491 番 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 2,096 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 7,156 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

続きまして、資料の 7 ページ、整理番号 8 所在地は、上野原 天神 436 番 地目は田で、面積 1,721 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 8,500 円、10a 当たり 4,939 円です。貸付者は大網にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、上野原 天神 438 番 地目は畑で、面積 1,299 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,000 円、10a 当たり 5,389 円です。貸付者は国分にお住まいの方 2 名で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、国分 市ノ坪 405 番 地目は畑で、面積 186 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,000 円、10a 当たり 5,376 円です。貸付者は腰越にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号11 所在地は、国分 市ノ坪 406 番 地目は畑で、面積 1,625 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 8,000 円、10a 当たり 4,923 円です。貸付者は腰越にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 7 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、腰越 西 855 番 1 地目は畑で、面積 1,402 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,000 円、10a 当たり 4,993 円です。貸付者は鴨川市にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、腰越 東 905 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 3,222 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 3,104 円です。貸付者は腰越にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、国分 館ノ原 236 番 地目は畑で、面積 770 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,700 円、10a 当たり 10,000 円です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は江田の法人です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

続きまして、整理番号 15 以降は、中間管理事業による利用権設定です。出し手、つまり農地の所有者と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会、そして受け手、つまり実際の耕作者の三者一括方式での設定となっています。

整理番号 15 所在地は、大井 小田辺 1713 番 地目は田で、面積 1,957 m²、使用貸借権の設定です。出し手は竹原にお住まいの方で、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、八幡 上浜田 126 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,767 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 53.4 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は八幡にお住まいの方で、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、正木 新田 4571 番 地目は田で、面積 829 m²、使用貸借権の設定です。出し手は那古にお住まいの方で、受け手は南房総市の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、正木 新田 4573 番 地目は田で、面積 690 m²、使用貸借権の設定です。出し手は正木にお住まいの方で、受け手は南房総市の方です。設定の期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年

8月31日までの5年間で、新規設定です。

以上18案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定に基づき、施行後2年間の経過措置を適用し、改正前の法第18条第3項の各要件について、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の8ページから9ページ、整理番号1から14について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

まず、「農用地利用配分計画」とは、先ほどの議案にも出てきました「農地中間管理事業」、つまり三者での利用権設定において、中間管理機構が出し手から借り受けた農地を、誰に転貸するか、つまり受け手、実際の耕作者を定めた計画のことです。

先ほど説明した法改正により、現在は、三者一括での決定方式となり、この「農用地利用配分計画」はありませんが、改正前は、出し手と中間管理機構がまず貸借権の設定をして公告・決定し、その後、県知事による「農地利用配分計画の認可」により、受け手が決まる二段階方式でした。

「利用権解除」とは、出し手と中間管理機構の貸借権設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号1 所在地は、岡田 内町 716 番 地目は田で、面積 2,649 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人の継続が不透明となり、所有者が耕作することとなったためです。

整理番号2 所在地は、岡田 内町 717 番 地目は田で、面積 1,903 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人の継続が不透明とな

り、所有者が耕作することとなったためです。

整理番号3 所在地は、正木 白沼 1030 番 2 地目は田で、面積 1,700 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号4 所在地は、正木 白沼 1058 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,842 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号5 所在地は、正木 三貫目 1448 番 地目は田で、面積 2,781 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号6 所在地は、正木 新作 971 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,076 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号7 所在地は、正木 大芝 893 番 地目は田で、面積 3,000 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号8 所在地は、正木 新作 923 番 地目は田で、面積 2,451 m²について、合意解約が成立、解約理由は、法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

続きまして、資料の9ページ、整理番号9 所在地は、正木 三貫目 1420 番 地目は田で、面積 1,366 m²について、合意解約が成立、解約理由は法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号10 所在地は、正木 白沼 1029 番 地目は田で、面積 3,000 m²について、合意解約が成立、解約理由は法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号11 所在地は、正木 大芝 898 番 地目は田で、面積 3,000 m²について、合意解約が成立、解約理由は法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号12 所在地は、正木 大芝 901 番 外 2 筆 地目は田で、合

計面積 8,149 m²について、合意解約が成立、解約理由は法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号 13 所在地は、正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,006 m²について、合意解約が成立、解約理由は法人としての継続が不透明となり、別の担い手が耕作することとなったためです。

整理番号 14 所在地は、国分 広町 575 番 地目は畑で、面積 697 m²について合意解約が成立、解約理由は広い農地の集積・集約ができたため、解約するとのことでした。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 10 ページから 12 ページ、整理番号 1 から 17 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、山本 沢ノ町 238 番 3 地目は田で、面積 1,700 m²について、合意解約が成立、解約理由は、転借人との合意解約が成立して以来、公益社団法人 千葉県園芸協会「農地中間管理事業規定第 8 の 1 の (1)」に規定する 2 年間を経過しても、当該農地の貸付を行うことが出来る見込みがないと認められるためです。

整理番号 2 所在地は、長須賀 増野谷 706 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,333 m²について、合意解約が成立、解約理由は転借人との合意解約が成立して以来、公益社団法人 千葉県園芸協会「農地中間管理事業規定第 8 の 1 の (1)」に規定する 2 年間を経過しても、当該農地の貸付を行うことが出来る見込みがないと認められるためです。

整理番号 3 所在地は、岡田 内町 716 番 地目は田で、面積 2,649 m²について、合意解約が成立、解約理由は所有者自身で耕作をすることにしたためです。

整理番号 4 所在地は、岡田 内町 717 番 地目は田で、面積 1,903 m²について、合意解約が成立、解約理由は所有者自身で耕作をすることにしたためです。

整理番号5 所在地は、洲宮 大畑 437 番 地目は田で、面積 525 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受人に所有権移転するためです。

整理番号6 所在地は、広瀬 下沢 1523 番 地目は田で、面積 2,496 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号7 所在地は、広瀬 上沢 699 番 外 2 筆 地目は畑・田で、合計面積 2,532 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

続きまして、資料の 11 ページ、整理番号8 所在地は、広瀬 上沢 1547 番 地目は田で、面積 1,979 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号9 所在地は、国分 市ノ坪 404 番 地目は畑で、面積 608 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号10 所在地は、広瀬 杉ノ間 1491 番 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 2,096 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号11 所在地は、上野原 天神 436 番 地目は田で、面積 1,721 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号12 所在地は、上野原 天神 438 番 地目は畑で、面積 1,299 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号13 所在地は、国分 市ノ坪 405 番 地目は畑で、面積 186 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号14 所在地は、国分 市ノ坪 406 番 地目は畑で、面積 1,625 m² について合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号15 所在地は、腰越 西 855 番 1 地目は畑で、面積 1,402 m² について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に

経営移譲するためです。

続きまして、資料の 12 ページ、整理番号 16 所在地は、腰越 東 905 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 3,222 m²について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者に経営移譲するためです。

整理番号 17 所在地は、腰越 東 893 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,224 m²について、合意解約が成立、解約理由は借受者が後継者への経営移譲を機に解約するためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 13 ページから 23 ページについて、事務局より説明をお願いします。

主任主事

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、資料の 23 ページの根拠法令にあるように、中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならない、と定められています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 16 ページから 19 ページにかけての合計 30 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

今回、農家要件を確認する借受人は、資料の 21・22 ページのチェックリストにありますように、岡田にお住まいの方、安布里にお住まいの方、南房総市にお住まいの方、北条にお住まいの方の 4 名で、確認する要件は、1 つ目が「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、2 つ目が「その者が耕作に必要な農作業に常時従事するか」です。

事務局にて、各要件について満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料の 20 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の24ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 湊 作ノ田 555 番、登記地目、現況地目、共に田で面積は 1427 m²です。

申出者は神奈川県横浜市にお住まいの方です。

申出理由は、遠隔地に住んでおり、維持管理が困難なためとのことです。

説明は以上です。

議長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますが、北条地区は推進委員が1名です。上野推進委員と尾形農業委員をお願いします。

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

以上で、第8回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

閉会

16時10分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田恒雄

館山市農業委員会委員

北見昌夫

館山市農業委員会委員

山川みき子

